

令和 8 年度 第 1 回瀬戸市水道事業経営審議会 結果

1 開催日時	令和 8 年 8 月 4 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 0 分まで
2 会場	瀬戸市役所 北庁舎 4 階 庁議室
3 出席者	<p>委員 5 名（敬称略）</p> <p>愛知工業大学 教授 丸山 恭司（審議会会長）</p> <p>中京大学 教授 齊藤 由里恵（審議会副会長）</p> <p>瀬戸市自治連合会長 日比野 平生</p> <p>瀬戸商工会議所女性会副会長 加藤 千恵</p> <p>瀬戸消費生活クラブ生活学校会長 服部 富久美</p> <p>事務局 7 名</p> <p>都市整備部担当部長 加藤 幸治 水道課長 久野 崇</p> <p>浄水場管理事務所長 阪 幹宏 水道課課長補佐 大東 正和</p> <p>水道課専門員 秋田 篤也 水道課専門員 水野 尊文</p> <p>水道課経営係長 木村 浩之</p>
4 欠席者	瀬戸市社会福祉協議会長 加藤 勝之
5 議事	<p>(1) 水道事業の概要について</p> <p>(2) 水道事業の現状分析について</p> <p>(3) 投資・財政計画について</p>
6 議事内容	<p>久野課長：それではお時間となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回の瀬戸市水道事業経営審議会を開催いたします。私は瀬戸市水道課の課長の久野と申します。本日はよろしくお願いいたします。本日、会長が決まりますまでは事務局の方で議事の方を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、本日事務局といたしまして、加藤上下水道事業担当部長、阪浄水場管理事務所長、大東課長補佐、秋田専門員、水野専門員、木村係長が事務局より同席しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日お配りしました次第に沿って、議事を進行させていただきます。着座にて、進めさせていただきます。</p> <p>それでは、次第の 2 番、委員の紹介に移ります。配付資料、瀬戸市水道事業経営審議会委員名簿、こちらをご覧ください。これまでの任期でありました令和 8 年 4 月 27 日から、6 名の皆様に委員を委嘱させていただいております。令和 8 年度、瀬戸市自治連合会会長に、日比野平生様が就任されまして、今年度から当審議会委員を応嘱いただきました。ありがとうございました。</p> <p>日比野委員：日比野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>久野課長：前回に引き続き、応嘱いただきました皆様よろしくお願いいたします。なお、本日、加藤勝之委員が欠席と伺っております。</p> <p>このまま次第の 3、会長および副会長の選出に移りたいと思います。配付資料の水道事業経営審議会運営規則の第 6 条をご覧ください。審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出選任するとなっております。この規定に基づきまして、会長と副会長を選任していただきたいと思います。事務局の提案といたしまして、これまでと同じく、会長には愛知工業大学教授の丸山恭司様、副会長には、中京大学教授の齊藤由里恵様の選任を提案いたしますが、いかがでしょうか。</p>

一同：異議なし。

久野課長：ありがとうございます。各委員の皆様からご承認いただきましたので、会長、丸山様、副会長、齊藤様にお願いいたします。それでは、会長、副会長、お席の移動をお願いしたいと思います。会長と副会長が決まりましたので、早速ですが、会長、副会長に、就任のご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

丸山会長：ご承認いただきました会長をさせていただきます、愛知工業大学の丸山です。よろしくお願いいたします。昨年、水道料金の値上げの答申を出したところですが、また、毎年経営状況等を把握して、どうするべきかを、また皆さんと活発に意見が交換できればというふうに思います。また、熊本の方で地震があって、水道が断水している話を聞くと、老朽化であつたりだとか、耐震補強だとか、やはり水道というのは非常に大事なんだなっていうのを痛感しているところです。拙い司会しかできないかもしれませんが、またご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

齊藤副会長：中京大学の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今、会長さんからもお話がありましたけども、熊本の地震というところで、水道事業についても、また注目が一層集まっているところかと思えますし、愛知県内におかれましては、渇水も今年起こったというところで、やはり水についても、水資源の重要性とか水道事業の安定性維持、持続可能性についても、注目が集まっているところでございますので、瀬戸市水道事業にとって、どういった経営のあり方が望ましいのか、皆様と一緒にご議論できればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

久野課長：丸山会長、齊藤副会長ありがとうございました。会長が決定いたしましたので、ここからは丸山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

丸山会長：次第に沿って、審議会を進めてまいりたいと思います。次第の4、議事等がありますので、その順番に従って議論を進めていきたいと思います。まずは、水道事業の概要と現状について、審議会の中で情報の共有をしたいと思います。令和7年度の水道事業の決算見込みを含めた水道事業の概要(1)と、(2)の水道事業の現状分析という議事が設定されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

久野課長：はい。それでは、議事の一つ目と二つ目、あわせて説明させていただきます。資料の5ページからになります。初めに、財務の状況、令和7年度の決算、速報値について、ご説明させていただきます。まず、決算の全体の概要といたしましては、改定前の経営戦略で利益水準の目標としておりました、一番下の⑪、長期前受金戻入による利益を控除した純利益につきましては、令和7年度決算はマイナスの2億7,426万5,000円の赤字という状況でございました。令和6年度の決算額と比較しまして、さらにマイナスの6,721万8,000円という状況でありまして、経営はより厳しい状況が続いております。もう少し、詳細についてご説明させていただきます。5ページ、一番上の①の営業収益の部分でございます。その下の給水収益でございますが、令和7年度の決算額は20億9,800万7,000円でございます。令和6年度決算と比較しまして2億5,125万円増加しておりますけれども、これにつきましては、令和6年度の物価高騰対策として、2期分の減免を行っておりますので、一時

的に給水収益が下がって、その差が生じたものでございます。仮に、減免分を令和 6 年度の決算額に補填したとしますと、この表の米印で、グレーで塗り潰しているところ、令和 6 年度と比較しまして、一番右の対前年度比、給水収益は 1,010 万 4,000 円の増加、微増という状況でございます。近年の傾向といたしましては、給水人口の減少に合わせまして、給水収益も減少傾向にある状況ですけれども、令和 7 年度につきましては前年度に比べ、営業用が増加したというところがありまして、その影響で微増になったと考えております。次に、②営業費用でございます。その下、原水および浄水費でございますけれども、令和 7 年度の決算額は 9 億 6,930 万 7,000 円でございます。令和 6 年度決算額と比較いたしますと、4,228 万 3,000 円増加してございますけれども、主な要因は、県水の値上げ、昨年までは半年間分の値上げでしたが、今年はまるまる 1 年間分の増加、また、施設の修繕費の増加などの影響がございました。続きましてその一段下、配水および給水費でございますが、令和 7 年度の決算額は 3 億 5,606 万 7,000 円でございます。令和 6 年度決算額と比較すると、3,386 万 8,000 円増加してございますけれども、これは物価高騰に伴う人件費等の増加や公道漏水等の緊急修繕工事が増加している影響でございます。その四つ下の減価償却費でございますけれども、令和 7 年度の決算額は 8 億 6,092 万 6,000 円でございます。令和 6 年度決算額と比較し若干増額となり、老朽化が進む施設の償却費が増加しているという状況でございます。続いて、③の営業利益でございます。この総計でございますけれども、令和 7 年度につきましては、マイナスの 2 億 8,328 万 9,000 円となっております。その下、④営業外収益でございます。令和 7 年度の決算額は 3 億 7,368 万 1,000 円で、令和 6 年度決算額と比較いたしますと、2 億 7,282 万 9,000 円の減少でございます。こちらは、先ほどもお話ししましたが、令和 6 年度は、物価高騰対策とした減免分が他会計補助金という形で入っておりますので、その分の差額がマイナスになっております。次に、⑥経常利益でございます。令和 7 年度の決算額は 8,124 万 6,000 円でございます。⑨の純利益につきましても同額でございます。次に⑩長期前受金戻入による利益を控除いたしますと、冒頭に報告いたしましたとおり、⑪純利益はマイナスの 2 億 7,426 万 5,000 円となっております。以上が、決算の総括でございます。

久野課長：次に、業務の状況につきましてご説明をさせていただきます。8 ページをご覧ください。こちらは水道の普及状況でございます。令和 7 年度末の本市の総人口は 12 万 4,812 人で、中段の棒グラフのとおり年々減少している状況でございます。給水人口につきましても総人口と同様に減少傾向にございまして、令和 7 年度は表の一番右に記載の 12 万 4,500 人でございまして、前年度比で 972 人の減少となっております。給水世帯数は総世帯数同様に増加傾向にございまして、人口減少局面での世帯数増加という、全国と同様の状況となっております。続きまして、9 ページをご覧ください。給水の状況になります。表の一番右になりますが、令和 7 年度の年間給水量は 1,402 万 1,504 立方メートルであり、前年度比較で 34 万 9,652 立方メートル減少という状況でございます。これは、1 ヶ月あたりにしますと約 2 万 9,000 立方メートル減少しているということになります。また、有収率につきましては、前年比 2.09 ポイント増の 90.69%となっております。これにつきましては、

AI 衛星画像を用いた、漏水分析調査の活用により積極的な公道漏水修繕を実施した結果、有収率が改善したものと考えております。続きまして 10 ページをご覧ください。こちらは、月別の給水量になります。月ごとの傾向は下段のグラフのとおりで、特に 8 月から 12 月にかけて、例年に比べ総供給量が大きく減少しているところでございます。その減少の要因でございますが、減少量のほとんどが自己水源の減少量によるものであり、それにつきましては、資料の 11 ページに自己水源、次の 12 ページに県営水道の給水量が載っておりますので、そちらをご覧ください。では、まず 11 ページの自己水源についてです。自己水源による月別の給水量は 8 月から翌年の 1 月にかけて大幅に減少している状況であります。これは主に蛇ヶ洞浄水場の給水量の減少が要因でございます。昨年度は雨量が少ない時期があり、その影響で貯水しているダムの水位が下がり、水質が悪化するということが懸念されたので、ダム水位を維持するために自己水源からの供給を抑えたことが要因であると分析をしています。次に 12 ページ、県営水道の状況でございます。月別の給水量でございますが、9 月から翌年 1 月にかけて増加しています。先ほど説明しました自己水の給水量を抑制した分、県水の給水量が増加したものでございます。続きまして、13 ページをご覧ください。令和 7 年度の総給水量 1,402 万 1,504 立方メートルに対する自己水が 324 万 155 立方メートルで、県営水道は 1,078 万 1,349 立方メートルとなりますので、これを割合で示しますと、自己水が 23.1% 県営水道が 76.9%となっています。次に施設別の年間給水量でございます。蛇ヶ洞浄水場と馬ヶ城浄水場の自己水 2 ヶ所でございますが、馬ヶ城浄水場につきましては令和 6 年度と比較しまして、令和 7 年度は増加し、安定的な供給、給水ができていたと考えております。一方、蛇ヶ洞浄水場につきましては、先ほども説明いたしましたが、雨が少なかったということで、令和 6 年度と比較し大きく減少しているところでございます。県営水道につきましては、菱野と南山口、穴田と 3 ヶ所で受水をしてございますが、特に給水量が多い施設は穴田配水場となっており、続いて、菱野配水場、南山口配水場の順となっております。穴田配水場の給水量の増加につきましては、自己水の蛇ヶ洞浄水場の給水量の減少に対応した補給水の増加と考えております。続きまして、14 ページをご覧ください。1 日当たりの給水量と 1 人当たりの 1 日の給水量の状況でございます。1 日当たりの給水量は令和 6 年度と比較しまして、令和 7 年度は減少していますが、これは年間総給水量の減少によるものでございます。1 人当たりの 1 日の給水量につきましては、有効水量は変わらず、有収水量は微増となっております。こちらは有収率が向上したことに起因するものと考えております。また(5)の施設の利用状況につきましては、経営戦略のモニタリング指標になりますので、後ほど説明をさせていただきます。次に 15 ページをご覧ください。用途別の給水状況でございます。(6)用途別の給水基数でございますけれども、大部分を占める家庭用および営業用の設置基数につきましては、令和 6 年度と比較し若干減少しております。用途別の年間有収水量につきましては、家庭用は減少していますが、一方で営業用は増加しているという状況です。次に (8) 給水収益でございます。前年度より、家庭用は減少しておりますけれども、営業用は増加しており、給水収益全体では前年度比較で先ほども説明しましたが、

1,010 万円増加しています。特に大口使用者のトップ 50 位の企業の使用状況のデータから、多くの企業が増加傾向にあることが読み取れます。以上が、議事の 1 の水道事業概要の説明となります。

久野課長：続きまして 2、水道事業の現状分析につきまして説明させていただきます。資料 21 ページになります。経営戦略の事後検証でございますが、こちらは令和 6 年 3 月に改定いたしました瀬戸市水道事業経営戦略におきまして、毎年度の決算数値に基づき、二つの経営目標の達成状況を確認することとしてございます。また、経営目標の実現に向けた 7 つのモニタリング指標の状況もあわせて確認することとしておりますので、その状況についてご報告させていただきます。資料の 21 ページの下段ですけれども、経営目標とモニタリング指標全 7 項目について経営環境が類似する団体 7 団体における偏差値を算出しまして、レーダーチャートにより指標等の全体像をお示ししたところでございます。本市の各指標の数値は令和 7 年度決算値でお示ししてありますけれども、類似団体の数字につきましては、まだ 7 年度の決算値が公表されておられませんので、6 年度の決算数値になっておりますのでご了承ください。有収率および利益水準は類似団体数値を下回っており、他の五つの項目においては上回る結果となっております。では、経営目標とモニタリング指標、それぞれの項目につきまして詳細を説明させていただきます。

22 ページをご覧ください。経営目標の達成状況になります。経営目標の 1 つ目、利益水準の達成状況ですけれども、達成水準といたしましては、企業債（借金）に頼らず、中長期計画（概ね 10 年）に要する資金が調達できる利益を確保するというものでございます。令和 7 年度の決算状況といたしましては、先ほどもご説明しておりますが、給水収益につきましては、令和 6 年度の物価高騰対策としての減免分の相当額を補填した給水収益で比較しますと、前年度に比べ給水収益は約 1,010 万円増加というような状況でございました。しかしながら、令和 7 年度決算では純利益は、人件費、物価高騰の影響による委託費などの増加、県水受水費の増加、修繕費の増加などの要因から運営経費が増加し、純利益は 8,124 万 6,000 円にとどまったという状況でございます。経営目標であります、純利益から長期前受金戻入を引いた額につきましては、約 2 億 7,426 万 5,000 円の赤字となっております。利益水準は令和 6 年度よりさらに赤字となるというような状況でございました。本市の達成水準につきまして類似団体と比較したところ、瀬戸市の達成水準は長期前受金戻入を除いた純利益を黒字とするものでございますので、純利益が黒字となっている団体にオレンジ色で色づけしているものになります。三角（▲）がついているところは、瀬戸市の達成水準に至っていないという見方になりますので、多くの団体が本市の水準同様、赤字となっているという状況がわかるというところでございます。

続きまして 23 ページをご覧ください。経営目標の二つ目になります。管路更新率の達成状況でございます。達成水準は、年平均 1%とするというものでございます。管路の総延長が約 760km ありますので、おおむね年に約 7.6 キロの更新工事を計画的に行っていくということを達成水準としています。令和 7 年度の状況ですが、管路の合計延長約 2,823.2m の工事を施工いたしまして、更新率は 0.37%と達

成水準を大きく下回る状況でございました。管路更新率が 1%に達成しなかった要因といたしましては、令和 7 年度中に工事完了せず、令和 8 年度に繰り越した工事がありますので、更新率が低い状況となっております。仮に、この令和 8 年度に繰り越した工事の管路延長を含めて更新率を算出いたしますと、約 0.58%となります。令和 8 年度、料金改定後の管路更新にかかる予算としましては、管路更新率 0.95%を実施する予算を計上しています。管路更新率年 1%を目指しまして、計画的な管路更新に取り組んでまいりたいと考えております。では、次のページ 24 ページをご覧ください。ここからはモニタリング指標の状況になります。まず、モニタリング指標の 1 つ目、企業債残高対給水収益比率でございます。この指標は、比率が増加傾向でかつ 100%を超えた場合に、投資水準および料金水準が適切であるかを検討する指標であります。先ほどご説明しておりますが、経営目標の利益水準にも関わってくるところでございますが、これまで企業債に頼らず、中長期計画に要する資金が調達できる利益を確保するよう進めてきておりますので、新規の借り入れをしていないことからグラフのとおり、年々給水収益に対する企業債残高の比率は減少しており、令和 7 年度は 14.96%でございました。その下に、類似団体との比較の表がございますが、比率につきましては、本市は低い状況でございます。続きまして 25 ページをご覧ください。モニタリング指標の 2 つ目、施設の利用率でございます。この指標は、施設が効率的に使用できているかを測る指標でございます。状況につきましては、資料の中段の折れ線グラフのとおりで、若干下がる傾向にはございますけれども、継続して 70%を上回る数値で推移しておりまして、令和 7 年度は 78.88%と、効率的な施設の活用ができていると認識しております。ただグラフが下がっているとおり、給水人口の減少に伴う配水量の低下の影響によりまして、施設の利用率は減少傾向にあるというところでございますので、こちらも注視してまいりたいと考えております。

続きまして 26 ページをご覧ください。モニタリング指標の 3 つ目になります、有収率でございます。先ほど、給水の状況でご説明したとおりですけれども、令和 7 年度につきましては前年比 2.09 ポイント増、90.69%となっております、改善されているところでございます。ただし、その下の表の類似団体との比較を見ていただきますと、他団体では、かなり 90%以上の高い有収率を維持しているというところが多く見られますので、我々も引き続き、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。有収率につきましては、漏水等を原因とする損失水量による影響を受けるものでもありますので、令和 5 年度に実施した、A I 画像による漏水リスク調査の結果を踏まえまして、漏水調査を効率的に進め、漏水箇所を早期に発見し、修繕工事を積極的に進めることで、今後も有収率の改善に引き続き取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

続きまして 27 ページをご覧ください。モニタリング指標の 4 つ目になります。有形固定資産減価償却率でございます。この指標は、施設および管路の更新の進捗状況を測る指標でございまして、増加傾向にある場合は、施設および管路の更新が十分に行われていない可能性があるといったことを判断する指標となっております。状況につきましては、令和 3 年度以降、50%を超えた値が継続しておりまして、

令和 7 年度は 52.85%で緩やかな上昇傾向にあります。毎年度の施設等の更新頻度以上に、資産の老朽化が進んでいるというふうにも捉えられますので、計画的な施設更新を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、28 ページをご覧ください。 モニタリング指標の最後の 5 つ目になります、管路経年化率でございます。この指標は、管路の法定耐用年数 40 年を経過した管路延長の割合を示す指標でございます。15%程度を目安としたところでございますけれども、管路経年化率は年々増加傾向にございます。令和 7 年度は 18.08%であり、指標の 15%を超えている状況でございます。ただし、実際には管路については、法定耐用年数 40 年を超えて使用することが可能な状況でございます。最新の管種では 100 年使用することができるものもあります。この法定耐用年数 40 年の管路更新を目安とするという指標については、今後、適切かどうかというところもありますので、見直しの必要性なども検討してまいりたいと考えております。

次に水道料金調査について説明いたします。31 ページをご覧ください。こちらは水道料金の調査の結果になります。1 期、2 ヶ月あたりの平均的な使用量 32 立方メートル、口径 20 ミリにて使用した場合の、家庭用の水道料金を類似団体と比較したデータとなっており、令和 8 年 4 月 1 日現在で、令和 6 年度以降に料金改定を実施済み、または令和 8 年度中に料金改定を実施する内容を反映したものになります。本市は令和 8 年 4 月 1 日から料金改定を実施しており、現在は 2 年間の経過措置期間となっておりますので、平均改定率は約 25%を反映した金額となっており、赤い帯のところで 5,379 円となっております。類似団体の 32 団体のうち、本市は安い方から 19 番目になります。類似団体の平均が 5,122 円となっておりますので、平均的な金額といえると考えております。次の 32 ページは、県内団体で比較したデータとなります。本市は 43 団体中、安い方から 30 番目ということになります。県内平均は、緑色の 5,369 円になりますので、そのちょうど下ぐらいになる本市は平均的な料金設定となっているという状況でございます。以上、議事の 1、水道事業の概要および議事の 2、水道事業の現状分析の説明を終わります。以上です。

丸山会長：ありがとうございます。今、事務局から 2 点ご説明いただきましたが、質問等があれば、ご質問いただければと思います。いかがでしょう。はい。お願いします。

齊藤副会長：中京大学の齊藤です。ご説明ありがとうございます。私からは、2 点質問がございます。まず 15 ページ目でございます。(7)、(8)、先ほど営業用の有収水量が増加をしていて、それに伴って収益が増額となったというようなご説明をいただいたところです。ここについては、何か理由があるのでしょうかというところと、あとは増加した理由などについて大口使用者とコミュニケーションとか取っているのかお伺いしたいです。2 点目でございますが、26 ページの有収率のところですか。AI とか、画像生成の AI 画像診断、衛星画像の診断も活用して、漏水発見というところも有効に活用できているというようなことなのかなと思いますが、一方で類似団体を見ると、他の団体は結構比較的高いところにあるのかなと思っていて、特に富田林市とか、この数字はどうやったらいくんだろうと思うぐらいの数字かなと思うのですが、例えば、診断や調査方法が色々出てきていると思いますが、有収率が高いところは何かそれなりの理由があるのか、うまく何か先進的な調査方法とかを活用

しているのかどうか、地区性とか要因があるとは思いますが、もしお知りになる範囲でお分かりになること、分析していることがありましたらお聞かせください。よろしくお願いいたします。

久野課長：はい、2点ですね、ご質問いただきました。まず、15ページ、給水収益が微増となった多くの要因は営業用が増加していきまして、分析をしております。先ほどもご説明しました、大口使用者のトップ50社を毎年比較しておりますけれども、特に多く使っていただいている企業がさらに前年比で増えている傾向にあるという状況です。具体的に各企業に直接聞いているところではありませんが、その経営状況が向上したものなのかとか、その辺の細かい背景はわかりませんが、平均的により多く水を利用していただいているというような形で経営をしていただいているというところが伺えるということです。その他、新たな大口の事業者、企業が初めてこの大口使用者トップ50社に入ってくるというような状況もございます。全体的にプラスになるような、特に大口の事業者によく水を使っていただけたというのが、多くの要因となっていると認識しています。2点目の有収率の向上でございますが、令和5年度に行いましたAI衛星画像の診断結果で、5段階のリスクに分類することで、漏水箇所を見つけるまでの調査時間だとか、調査距離など非常に短くなって効果的に漏水箇所を見つけることができているという状況であります。その結果が、当然修繕費にも表れておりまして、毎年度補正予算を組むような形になっておりますけれども、積極的に漏水を見つけては直すということで、有収率の向上に寄与していると認識しています。確かに有収率の高い団体が多くあり、愛知県内でも93%、4%ぐらいのところと比較的多いところではありますが、算出方法、細かい数字の出し方について、同じような状況で算出しているかどうかは、各事業体によって数字の取り方が若干違ってたりすることもあるかと思っております。瀬戸市では、水質の管理のために放水したり、そういった部分の水量が差分として若干出てきたりする、その辺の数字のとり方だとか、差に影響しているのではないかと考えております。ただ、本市では漏水調査をして漏水修繕を行うことで、どんどん有収率が伸びていくというところが現状でございます。

水野専門員：補足であります。この他市町個別の市町がどのような取り組みをしているかというのは、まだ細かいところ把握はしてはおりませんが、瀬戸市が実施した生成AIによるリスク評価の上で漏水調査をしていくという方法ではない方法もあり、例えば直接漏れているところを発見していく手法であったり、またいろんなデータをもとに、それらを積み上げ漏水箇所を特定していくとか、漏水の可能性が高いという判断をする方法はいろいろあると思いますので、そういった別の方法もあり、今後検討してもいいかと担当としては思うところがありますので、引き続き、この高い水準を保ってる市町も参考にしたいと思っております。

齊藤副会長：はい。営業用というところに関しては、企業も今後の企業活動における計画をシェアしてと言ってもできない部分ももちろんあるとは思いますが、ただ、結構大きく影響されるところでもあるので、特に浄水場とか、今後サイズを変えるなど、考えていく上では結構ポイントになるのかもしれないなと思うと、そこら辺を何か料金改定とかのタイミングだとか、少しコミュニケーションが取れるような体制を取ると

いいのかなというふうには思っているところです。また、漏水調査とかも皆さんうまくやっていたりするのか、瀬戸市さんがこれからやっていくところも期待できるのかなというふうに思います。ありがとうございました。

丸山会長：その他いかがでしょうか、ご質問等あればご意見も含めていただければと思います。

今の AI とか衛星を組み合わせる話も結構業者によってどういうデータを使ったりだとか、漏水の場所は、いろんな環境ビッグデータを組み合わせるだとか、今の水道の管路の細かいデータをどこまで持ってきて AI で漏水箇所をリスク評価するっていうのは、各社いろんなノウハウがあって、これも費用対効果で、高い費用をかければ精度は上がるんですけど、なかなか（費用が）高かったりするので、どの技術を選択するのかっていうのは難しいかなと思います。富田林市は、比較的面積も少なかったりするので（市）の構造だとか、どういうふうに水道管を通ってるだろうかっていうのもあったり、結構個別に区域に絞って計画的にやってる面積も少なかったりするので、着実に漏水を潰してるのかなっていう印象はありますが、99.3%というのは相当高いので、確かに経営比較分析を見るとこの数字公表してるので間違いはないでしょうが、課長がおっしゃったように、分母というか、統計の取り方だとか、ちょっとここまできけるのかなという気はします。あと、すみません、私から質問で、21 ページのこの比較団体のとり方、昔から経営戦略でここをベンチマークというか比較対象に取っているというところですが、平成 27 年の抽出条件、この⑤の導送配水管の延長 450m、これキロですか。太い管だけっていうところですかね。管の定義が太いところだけで、この距離、何か短いと思いますが。

加藤部長：キロの間違いですね。すみません。

丸山会長：また確認していただいて、全国水道事業者 3,000 ぐらいですから、その中でどこを類似団体で持ってくるのかっていうのはなかなか難しいところではあって、地形だとか、瀬戸市だと県水と自己水の割合、水源をどこで取るのかだとか、高さもいろいろあったりするので、どこを取るのか、何となくちょっと狭いのかなっていう気もしてて、今後、経営のベンチマークをどういうふうにするのかっていうところは、経営戦略の見直しする際とかに、検討いただけるといいのかなという気はいたしました。あと、また別の質問で 25 ページの施設利用率の中の、モニタリング指標の施設規模と契約受水量が適切かっていうのは、契約受水量は、県水の受水するときの、大体これぐらい買うときの基本料金、従量で決まるんじゃなくて基本料金みたいな設定があるということですか。

久野課長：『承認基本給水量』というのがあります。施設規模を踏まえ、1 日当たりの県水受水量を愛知県と調整して、それを毎年申請して承認を受けるというような形でやっておりますので、そこが実際の使う部分と、施設規模と、その受水する量っていうのがうまくバランスを取っておかないと、効率が悪くなってくるということになります。

丸山会長：あんまり小さく契約しすぎていて、いざ使ったときにすごく多かったりすると、ペナルティはあるのですか。

久野課長：ペナルティがあります。県水もある程度、契約受水量で、見込みを立てている部分がございますので、ある程度ルールが厳しいものがあります。

丸山会長：はい。わかりました。ありがとうございます。その他いかがでしょう。この際ご意見もいただければと思いますが、いかがでしょうか。何かご意見とかご質問もあればと思います。

日比野委員：気になるところが一点ありますけど、8 ページの一番下のグラフ、令和 6 年の令和 5 年末から 7 年、世帯数が、差がなんか 105 ぐらいずつ。これ何か意味ありますかね。

久野課長：上がってるってことですかね。

日比野委員：差がずっと同じ比較（数）、105 できてます。

丸山会長：ご質問あったのは世帯数、総世帯数と給水世帯数の差が多分 105 ぐらいでずっと一定にあって、この差の話かなと思ったんですけど。給水されてない世帯が 105 ぐらい、ずっと一定数あります。

木村係長：そうですね、基本的には給水区域内の未給水の方々っていうのが、一定数いらっしゃるしまして、年度末給水の合計ということで、毎年度全体の給水世帯数を算出しています。ただ、その未給水の方々は登録がないので、全体の把握が 100%しきれてないっていうところも一定数ございます。向こう何年間の平均を考慮して算出している部分もありますので、総世帯数と給水世帯数の差がちょうど似たような形で出てきてしまうというところがございます。

丸山会長：実際の数にはわからないけど、登録上そのような感じで算出しているという理解ですね。国勢調査とか何かで積み上げてたわけではないっていうことですね。

久野課長：はい。基本的には割合で算出している。給水人口自体も、人口の下がり具合とかを見ながら、1 人 1 人数えてるっていう部分ではないので、そういう傾向で給水人口も算出してますので、同じような割合で当てはめていきます。

服部委員：28 ページのところで、管路のことを言われましたが、今、一応 40 年を目標に管路は替えることを言われたんですけど、どんどん技術が進んで、100 年でも持つような管路ができているんじゃないかって言われましたか。今も 40 年で計算してあるんですか。

久野課長：はい。法律上の耐用年数の算出が 40 年であり減価償却していますけど、今はそれで数値を出しているということで、実態とはかけ離れているということです。実際には 60 年以上今も使ってます。それぐらいは使用している状況です。

服部委員：60 年持つってことですね。だから、その辺を一応法律 40 年っていうのをこれから変えていったら、もうちょっと違う数字が出てくるかなと思って、ちょっとすいません、なぜそんなふうになるのかなと思いました。わかりました。

加藤(千)委員：自己水とか県水とかっていうのは、気候とかいろんな状況で自由に変えられるんですか。蛇ヶ洞がちょっと少ないので県水をひくとか、もらうとか、意外とそういうことは柔軟に対応できるのですか。

久野課長：そうですね。基本的には施設によって、水を送る区域も決まっていますし、浄水場の規模で水をどれぐらい作れるかというのは決まってしまうので、基本的にはなかなか融通が利くものではないです。水道は配水場から各戸までの高さの差で水を送る部分もありますので、物理的にやっぱり送れない場所も出てくることもあり、なかなか簡単に広げたり、縮めたりはできないです。ただ自己水については、先ほども、

県水が自己水を補っている表をご覧くださいと思います。ある程度、どうしても足りない部分、自己水が出ないときは県水を補うことは施設の許容範囲の中で、現状やっています。ただ、大がかりに区域を変えたりだとか、全部入れ替えてしまうとかってというのはなかなか難しいという状況ではあります。

丸山会長：その他いかがでしょう。

服部委員：すみません、今のお話で、県水は契約をして買われるわけですね。自己水は、一応これぐらいというふうで、その年によってもできる水の量は違ってくると思うんです。その年に、もし（水が）たくさんできてしまった場合、県水が余る可能性っていうのはあるのですか。その場合はお返しすることはできるんですか。

久野課長：県水は使った分だけで精算をしますので、ただ先ほどの一定量契約、それを超えてしまうとペナルティ部分がありますので、その契約の中で使った分だけお支払いするということです。

服部委員：はい。わかりました。

丸山会長：ほかは、いかがでしょう。今回の資料の説明であまり直接関連して説明、言及はなかったんですけど、愛知県内の中、結構広域化について、各地域でいろんな話し合いが進んでいるということ、水道関係の専門誌とかではよく拝見するんですが、瀬戸市は近隣というか、この辺りで何か検討していることや話し合いについて、もし差し障りのない範囲でお話できることがあれば、説明いただけるとありがたいです。

久野課長：愛知県におきましては、名古屋市とその他4地区、西三河、東三河、西尾張、東尾張の5地区にわかれて、県の広域化推進プランという計画に基づいて検討が進められております。現状で、愛知県は上下水道一体で広域化を進めるということを目指しておりますが、まずは西三河の地域が協議会を立ち上げて、今進めている状況であります。それに加え、東三河の方もいよいよ準備会が立ち上がって、協議会に向けて準備しているというような形で、今動いているところでございます。尾張については、まだそういった具体的な動きはありませんが、三河の方の動きを見ながら、いろんな研究をしています。勉強会みたいなものは、県の主催で昨年度ございましたので、そういう情報提供を受けながら、研究をしているというような状況でございます。ただ一方で、そうはいえども、少しでも県の推進プランに基づいて進められるように、各団体、区域ごとにおいて、独自にそれぞれ近隣とやれることはやれないかとの話もいただいておりますので、瀬戸市としても尾張旭市と中部水道企業団と春日井市と話をしながら、今は、まず第一段階として、備蓄資材の情報共有といった、資材をどれだけ持っているかなどの情報を共有しながら、例えば何か災害や事故があったときにお互いに助け合えるような連携について、協議しているところでございます。そういったところから、将来的に広域化できるのかどうかなどというところも、あわせて研究していきたいと考えているところであります。

丸山会長：他の地域だと、水道のスマートメーター導入の話であったりだとか、水道料金の徴収だとか、システムの関係で一緒にやるとか資材の調達の話もよく出てきたりしますが、なかなか電気、ガスに比べて水道が小さい業者がやっぱり多すぎるということもあるので、国の方向性だとか、各県でも広域化プランを作っているところでは

が、愛知県は結構力入れてやってみえるって話もお伺いするので、なかなか時間がかかる話しかないとはいいますが、そのあたりもまた動きがあれば、この経営審議会の中でも情報共有していただけるとありがたいと思います。

その他いかがでしょうか。ではちょっとまた議事を進めさせていただいて、また振り返って関連するご質問なりご意見があれば、お伺いできればと思います。では議題、次ですね。(3)で投資財政計画について、というところの議題が設定されておりますので、また事務局から説明をお願いいたします。

久野課長： はい。続きまして議題の 3、投資財政計画についてご説明をさせていただきます。資料は、35 ページから 37 ページ、 3 枚の A3 版の資料を準備させていただきました。まず、この資料がどういったものなのかという説明をさせていただきます。35 ページの資料につきましては、昨年度の第 2 回目の経営審議会でお示しした資料でございまして、令和 6 年度の決算値を反映した後に、経過措置を含めた料金改定に伴う給水収益の予測を反映し、また、経過措置による財源不足の対応として、管路更新等の事業量を調整するとして投資財政計画となっております。次の 36 ページの資料につきましては、この 35 ページで昨年度お示しした資料をもとに、令和 7 年度の決算及び令和 8 年度予算を反映した資料となっております。さらに 37 ページの資料につきましては、その 36 ページの資料をもとに改めて、管路更新の事業量調整をやり直した資料となっている、こういった三つの資料となっております。それでは 36 ページをご覧ください。こちら 35 ページの資料を基に、令和 7 年度の決算値と 8 年度予算を反映した資料でございますけれども、令和 12 年度の欄、こちらの下から 3 マス目のオレンジ色で塗り潰しのところに令和 12 年度末の内部留保資金の額を示しておりますが、こちらがマイナスの 5 億 48 万円となっております。1 枚戻っていただきまして、35 ページ、同じ場所を見ていただきますと、こちらもオレンジ色で塗り潰してありますけれども、元々、令和 12 年度末の内部留保資金はプラスの 15 億 406 万 5,000 円というふうになっておりまして、料金改定の検討の際に、目標額とした内部留保資金 15 億円を維持するよう調整したものでありますけれども、36 ページ、12 年度のオレンジ色の部分を見ていただくとおり、令和 7 年度決算と 8 年度の予算額を反映するとしますとマイナスの 5 億円となるという想定をしております。この、35 ページ、36 ページの令和 12 年度内部留保資金を比較していただければと思います。この減少要因でございますけれども、主に 4 点ございます。まず 1 点目、令和 8 年度の給水収益ですが、こちらは料金改定を 4 月 1 日から施行しているのですけれども、実際に新しい料金表が適用されるのが 3 期目 7 月検針 8 月請求というふうになりますので、2 期分の給水収益が旧料金体系での徴収となっているためです。そこで 2 期分の給水収益の差が、1 億 6,000 万円ほど減少しております。2 点目の要因でございますけれども、収益的支出、上の方の段の表の中なんですけれども、営業費用のうち、職員給与費が増加しております。また、物価高騰の影響による委託料の増加や道路修繕の増加による修繕費が増えていところ、そういった営業費用に係る経費が増加しているところが、二つ目の要因でございます。この職員給与費につきましては、元々毎年 1%程度の増加というのを見込んだというところがございますけれども、人事院勧告を踏まえて職員給与の

改正等の影響もございまして、職員給与等が増加しているというところでございます。3 点目の要因でございますけれども、下段に記載の資本的収入の工事負担金に関しまして、下水道整備に伴う支障となる水道管を移設する場合には、一定のルールがございまして、そのルールにより下水道課より工事負担金をいただいております。その負担金をあてにしながら管路更新というのを進めてきたところですけども、下水道事業の計画等の今後の見込み等から、工事負担金の方が減少するというのがありますので、その辺で減少しているというものでございます。それから、4 点目の要因でございますけれども、下段の方の資本的支出の1の建設改良費、このうちの工事請負費に関しまして、物価高騰の影響を受けて工事費用が増加したというものでございます。また、工事請負費につきましては、国の働き方改革の方針などもありまして、週休2日制の導入など、工事経費が増加するという工事もございます。また、比較的、口径の大きい管路、そういった更新が発生するときには、やはり工事費は増加傾向になるので、そういったところの影響が、こちらの36ページの表の中では、影響を受けているところでございます。令和8年度以降、料金改定を反映してきたところでありますけれども、目標としておりました令和12年度末の内部留保資金15億円を確保することができないという想定であります。また、内部留保資金15億円というこの目標を、これを確保するために、これまで建設費の工事請負費を減額したりして調整するということを基本的な考え方としておりまして、それは35ページの資料で示したものでございますけれども、同様に、工事請負費を年度間調整した場合、この5億円、マイナス5億円になるというところの対応を通じて、年度間調整した場合の例が、その37ページの資料となります。37ページを見ていただきまして、令和12年度の下から三つ目の欄、内部留保資金約15億円確保することとした場合、そうした場合に改めて建設改良費のうちの工事請負費を、令和9年度から令和12年度までの4年間、年度間で調整した場合がこの表となります。資本的収支の支出の部分で、オレンジ色で4年度分、塗りつぶしてある部分になりますけれども、令和9年度から令和12年度までの工事請負費、こちらのシーリング率を調整するという事で、元々は35ページの資料では7%程度調整するという案ですけれども、令和7年度決算8年度の予算を踏まえた上でのシーリング事業調整となりますと、おおよそ34%程度の率を調整をする必要があるということが明らかとなりました。よって令和9年度以降につきましては、全体的におおよそ6割程度の工事請負費の予算しか組めないというような状況が見込まれます。管路更新率1%の達成や施設設備の更新の遅れ、そういった大きな影響を与えることになることも想定がされます。つきましては、今後、この工事請負費が不足するという課題を解消するために、財源確保の手法、また目標設定などにつきまして、本経営審議会に今後ご意見等をお伺いしながら、検討してまいりたいとこのように考えております。(3)の投資財政計画についての説明は以上でございます。

丸山会長：ありがとうございました。では、今の事務局からの説明についてご質問のご意見をいただければと思いますいかがでしょうか。料金改定をしたところですが、令和12年、なかなか厳しい数字になりそうだとこのところですね。この工事請負費の資料36ページの見通しというか、工事請負費というのは、もう何年度にこの場所の工事

をやるとかなどの計画をだんだん積み上げて、こうなっているっていうところですか。それとも、何か労務費がこれだけ上がっているので何%を乗じて、全体での見通しを立ててるのか、その辺りの数字の積算根拠というかですね、その辺りご説明いただけると。結構年度によって数字が上がったり下がったりしてますので。

久野課長：工事請負費の内訳につきましては、管路更新といわゆる浄水場とか配水池のシステム更新、設備や施設の更新等がありますが、施設の関係の工事につきましては、具体的に想定している事業を計上しております。今で言いますと、蛇ヶ洞浄水場の電気計装設備の更新という大きな事業がございまして、令和 11 年度にピークとして計上しております。管路更新につきましては基本的には 1%更新の平均的な価格を入れ込んでいるというところで算出したものでございます。ただ当初の投資財政計画は令和 4 年度に作成したものでありまして、そのときのある程度の見込みとして、人件費が毎年 1%増だとか、工事だと 2.5%増というような形で設定はしていたのですが、現状だいぶかけ離れたような上昇率にありますので、徐々に乖離してきたと分析しております。

丸山会長：メーカーのプロジェクトでも、名古屋市の名古屋駅辺りの名鉄の再開発だとか、岐阜でも再開発が止まったりだとか、土木とか建築だとか、設備の関係も相当コストが上がってて、事業中止になってるところもあるので、やむを得ないなというところはあります。令和 11 年度がピークで、そこを乗り切ると、当面は設備の大きいものはないというところですかね。それでも、令和 7 年度とかに比べるとかなり工事請負費が多いですね。

日比野委員：ちょっといいですか。令和 8 年度、令和 11 年度、大きい金額になっているんですけど、これって、やっぱり浄水場とか配水場の耐用年数とかそういうのが影響しているんですか。

久野課長：今この令和 8 年から令和 12 年という 5 年の中では、蛇ヶ洞浄水場のいわゆる電気設備、遠隔操作での各配水池の状況を見たりする機械の更新について、大体 15 年から 20 年で更新しないといけませんが、そういった工事が入ってきておりますので、それが施設の一番大きな影響があります。それ以降も計画的な更新を行っていきますが、ただ 12 年度以降については、ある程度の長期的なところで想定されるものがありますけども、まだ細かく積み上げたものではないので、令和 12 年度以前と以降では少し取り上げてる事業のレベルが違い、令和 13 年度以降は具体的な工事を見込んでいない状況になります。

丸山会長：はい。ありがとうございます。他いかがでしょう。お願いします。

齊藤副会長：説明もありがとうございました。投資計画等の見直しとか、これだけ工事単価とかも上がっていたり、物価の上昇とかもある中で随時見直していくっていうことの必要性っていうところは、理解しているところですし、また、やっぱりこういうことも含めて、日頃からやっぱり市民の方にもどういうふうに周知していくか、特に料金改定ときには、瀬戸市はすごく素敵なりフレッツなどを作って周知にかなり労力をおかけになったということもありますので、やはりこうやってぜひ見直していくことが、やはり水道事業の持続可能なんだっていうことも含めて PR も随時していただきたいなというふうに思っているところです。こちらのものに関しまして

は、今ご説明いただいたところで納得しているところです。もう一つありまして、先ほど会長からの質問にも少し関連するのかもしれませんが、加入分担金ですよね。加入分担金の話で、加入分担金って多分金額で決められているんだと思います。そうしますと、物価上昇とかってということが加入分担金の中には、多分、条例改正をしない、だからなかなか今まで多分加入分担金まで手が回っていないかと思いますが、やはりこれだけ物価が上昇していくってことを考えると、やはり加入分担金のあり方という算出の仕方とかですね、あとは条例改正とか見込んで、やはりここら辺も手をつけるってことの必要性って何かあるのかなとか思いながら、ちょっと皆さんのお話ちょっと伺っていたというところで、そこら辺ですね、内部でいろいろご検討いただいて、多分金額で決まっていると本当にその工事に対してとか、適切な負担金をもらっているのかとか、そこが一つポイントになるのかなと思いますので、またそこら辺も内部でご検討いただけたらなというふうに思います。

丸山会長：ありがとうございます。今の齊藤先生のお話で何かありますか。

久野課長：加入分担金の見直しについて、現状は検討しておりません。加入分担金は、どちらかというと給水引き込み部分の負担にかかってくるところの金額であると思っておりませんが、確かに今の漏水修繕の費用が増えるその内訳が、ほとんどが給水引き込み管の漏水なので、その修繕に予算を多く投資しているというところでいけば、そういった加入分担金の見直しの観点も、確かに検討する必要があるかと思います。今のところは、まだ検討に至ってないところです。

丸山会長：加入分担金は、新たに家を建てて、新規に引っ張ってくるときにもらうお金というものですかね。

齊藤副会長：口径とか大きくする際にもかかります。

久野課長：そうですね。新規や口径変更では差額を追加で出していただくっていうことになりますね。

丸山会長：今、大体は口径 20 ミリでしたか。

久野課長：口径 20 ミリが標準的です。13 ミリを使ってる家庭もありますけども、20 ミリが多いですね。

齊藤副会長：いつから変わってないですか。変わったことは多分あるんですよ。

久野課長：変わってますね。直近ですと平成 9 年ですね。

齊藤副会長：それ以前も、変わってますか。

久野課長：料金改定と一緒にですね、その前が、平成元年、その前は昭和 59 年です。

齊藤副会長：変わっている経緯があるっていうことは、やはり変えることの必要性とか何かは多分検討されて、その時期に変えているっていうところかなと。なかなか、その何のどういう根拠で変わるか、算出したのかまで残ってるかちょっとわかりませんが、でも、変わってそうですね。

久野課長：直近では平成 9 年で 30 年近く変わっていません。その前が平成元年に変えてますが、20 ミリで 21 万 4,000 が 21 万 8,000 円となり、4,000 円あがってます。13 ミリも 9 万円が 9 万 2,000 円となり、2,000 円上がってますね。

丸山会長：見通しの説明をいただいて、今後、何か審議会として、先走って話をするかも知れ

ないですが、今後どのような方向で検討していくのでしょうか。

久野課長：当然、工事請負費の方の内容というのも精査していかないといけないと思っておりますけれども、ただ、やはり管の耐震化だとか、管路更新、例えば更新率 1%を目指して進める必要があるということは認識しておりますので、やはりある程度事業を進めるために、その財源をどのように確保していくのかというのが、いろいろな方法、可能性を調べまして、考えられる案をお示しさせていただきまして、経営審議会の中で、いろいろご意見いただければと思っています。やはり財源の確保の手法と事業をどのように進めるかというのを提案させていただければと思っています。

丸山会長：上げるとなると、料金改定ということでしょうし、支出を下げるっていうことになると、どこまで工事を切り詰めるのかっていう話になるのかと思います。おそらく、今まで営業費用に書いてある項目でギリギリまでやってるのかなっていう気はするので、あんまりこれ以上メスを入れる箇所があるのかどうかというところですね。あと、物価で上がる項目、それから、石油の価格とか電気代とかが下がる可能性があったりすると、ひょっとして動力費とかが下がるかも知れないですけど、ただ金額的にもそこが下がってもそれほど大きく改善するというのは、あまり見通せないっていうところがあるので、工事請負費なり、あとは資本金収入の企業債を入れないっていう方針をどこまで維持できるのかっていうところになるのかなと個人的には思います。他いかがでしょう。加藤委員、何かありますか。

加藤(千) 委員：どこまでいっても赤字になるような感じですか、今年、補助金が出ましたよね。水道料金が上がったのですが、実際減免っていうんですかね。それで、大体 4,000 円ぐらいのものが 2,000 円ぐらいになりました。普通だったら 6,000 円になるところですよ。それ、3 回だけで終わるんですよ。それで、急に 6,000 円になるわけですよ。だからそれってかえって、そのギャップがどんな感じかなっていうのもありますけど。それも含めてこの金額なんですよね。それでまた 1 年半ぐらい、うちで言うんだったら 6,000 円ってことですよ。その後、また計算的には 8,000 円ぐらいになっちゃうんでしょうかね。

久野課長：2 年の経過措置が終わりますと、前の（料金の）42%アップという形になりますので。そうですね。

加藤(千) 委員：徐々に上げてくださるからいいとは思ってて、でも一方でそれはちょっとっていう、意見を市民は持っていると思うんですけど、何かそこまでいっても、また令和 12 年後に、また考えなきゃいけない。本当にいつまでたっても水道課の努力が報われないというか、なんか物価も物価ですけど、本当に水って普通に考えて電気代と比べたらとても安いと思うんです。その中で、今後、その管も直さなきゃいけない。あと、老朽化対策もやらなきゃいけない。すごいそういうふうに順番に計算をすごく細かく出していただいても、本当に極端なことをしないと追いつかないような感じがしちゃうんですけど、どれだけすごい知恵を絞って皆さん考えてくださっても、そういうもんなんですかね、水道って。

久野課長：今後ですね、ある程度具体的な数字をしっかりと見ていかないといけないのかなということを非常に感じてます。やはり、令和 4 年の段階での見込みとのギャップが、

今出てきてる部分でありますので、少し先を見る、その事業計画であつたりだとか収入見込みを、もう少し現状に合った、具体的な数字を織り込んで見ていかないと、なかなか難しいなというように今すごく感じてます。ですので、そういったことも数字としてしっかりと見極めて、また計画を立てていきたいと思っています。その中で先ほどの事業量調整なのかとか、財源をどうやって確保するかっていう手法を少し見直したりして考え、おっしゃられるとおり、何か違うことを少しやらないといけないうということも、あり得るのかなと考えてますので、またそこは、数字と合わせて提案をさせていただければと思っています。

加藤部長：今、加藤委員が言われる、今後の見通しみたいなものですけどね。もう、今後もおそらく、定期的に値上げ料金改定というのはおそらくずっとしていくのは間違いないです。人口がもちろん減るってことも、もちろんご存知だと思いますけど、水道は皆さんの料金だけでやってますので、どうしても少ない人数になっていけば、当然負担が皆さんさらに増えてきますよということになるんですね。だから、今後は何かそのデフレ、不景気がまたこれば料金も下がってくるかもしれませんが、今後は物価がやっぱりそれなりに上昇していくってことを考えると、料金はずっと上がり続けるだろうというふうには思っています。下がることはおそらくないのではないかと。人口が減る以上、そうなると思います。もう料金はずっと上がり続けると。上がり続けるが、どこまで何万もいくのかって話ですけど、そこはある程度一定のところで頭うちになる可能性もあります。今回、料金改定をしましたけど、まだこれは始まったばかりだなんていうのが、実際のところ思っています。

丸山会長：今後もこの投資財政計画は決算が出る度に、新しいデータ、また来年度だとかより細かな数字とか実績も出てくると思うので、その際に、また今後どうするのかって話もご提案いただいて、審議することになるのかなと思います。ちょっと議事を先に進めさせていただきまして、第2の方、その他項目がありますので、その点についてまた事務局からご説明をお願いいたします。

久野課長：お手元に資料お配りさせていただきました、瀬戸市の自己水のあり方の検討についてご説明させていただきます。この資料で、左上にありましており、令和5年7月発行の瀬戸市新水道ビジョンの中で二つの浄水場のあり方について、浄水施設と取水施設の建て替えをして自己水を保有していくのか、あるいは浄水場を廃止し、県水に転換していくのか整理して基本方針を決定するとしてきたところであり、ここでは現在この基本方針の検討状況について、報告をさせていただき情報共有をさせていただければと思っております。先ほどまでの決算状況の中で、給水人口が減って年々減少傾向にあるとか、そういった指標の状況について説明させていただきましたけれども、やはり将来的に給水人口が、減少をするということで、施設のそういった利用も減少していくことになりますので、施設のあり方やダウンサイジング、そういった検討がいずれ必要になるということが想定されております。また自己水が概ね23%ぐらいで、県水が76%、77%で先ほど報告させていただきましたけれども、こういった施設の割合が、ご質問もいただきましたが、極端に大きく変化するというところでもないところで、自己水の施設のあり方について現在どうしていくのかということを検討している状況でございます。場所としては、2ヶ所ございま

して自己水は蛇ヶ洞浄水場と馬ヶ城浄水場がございます。内容詳細につきましては、この資料にまとめてございます。また見ていただければと思っておりますけれども、2 ページ目の右側の方ですが、これまで令和 5 年の 7 月に策定した水道ビジョンの中で「基本方針を決定します」として公表してきたところでございます。それ以降、令和 5 年度に蛇ヶ洞浄水場のあり方検討業務委託を発注しまして、全部更新したらどうなるのか、県水に全部転換したらどうなるのかということの検討をしてまいり、また、令和 6 年度はもう一方の馬ヶ城浄水場についても、同様に全面更新した場合、県水に全部転換した場合で 100 年コストで算出したというようなことをやってきております。これらを掛け合わせた場合、令和 7 年度の方に書いてありますが、四つの案、自己水について、「蛇ヶ洞、馬ヶ城両方とも存続するパターン」、「馬ヶ城のみ存続するパターン」、「蛇ヶ洞浄水場のみ存続するパターン」、「全て廃止して県水に全部転換してしまうパターン」という四つの案について、現在さらに検討を進めているところでございます。当然、経済性コストの面からいけば、4 番の県水に転換した方が安いというところまではある程度検討してきたところでございます。今年度につきましては、またこの 4 案をさらに詳細に検討を進めるということで、①から④に書いてありますけれども、実現性だとか施工性だとか維持管理性だとか経済性、また、それぞれのその諸条件を再度調査しまして、この 4 案の中で、それぞれのメリット、デメリットを整理しまして、最終的にはどういった方針で実施していくべきかというところを資料として取りまとめてまいりたいと思っております。その後、その業務委託の結果等も含めまして経営審議会の皆様に報告させていただきたいと思っております。経営審議会の皆様には、この自己水のあり方について、水道事業の経営の観点から、様々な意見をいただきたいと思っております。今年度、この業務委託を進めておりますので、また、今後の経営審議会の中で情報提供の方をさせていただき、皆様の意見をいただきたいと思っております。説明としては以上でございます。

丸山会長：ありがとうございました。自己水のあり方についての調査を進めているということで、今後またご報告などいただけるのですか。

久野課長：そうですね、はい。また時間取ってできればというふうに思っております。

丸山会長：今後の議題として出てくるという、頭出し的な意味でご説明をいただいたというところだと思います。この点について何かご質問等ありますでしょうか？

加藤(千)委員：はい。私、6 月に初めて馬ヶ城浄水場の見学に行ってきました。瀬戸に 70 年近く住んで初めて行ったのですが、すごい綺麗なところで、あのレトロな建物も資料館になっていて素敵でした。また、緑も多いし 本当に青もみじがいっぱいあったので、紅葉はすごく綺麗なのではと思ってます。自己水としてはお金がかかるかもしれないんですけど、今後その有効利用とか考えられるようなことがあればなればいいなって思ったんですけど、なんか皆さんで見学に行かれませんか。

服部委員：すいません。私は何回か見させてもらって、そういう勉強はさせてもらったんですけど、今のお話、経営のお金のことをね、聞くとね、やっぱし、どこかかんかを考えないと思います。その管理はとても大変だっていうのは、見てきてるものですので。だから、その辺のことも考えたときに、どうなんだろうなって今日改めて

考えさせられました。ただ、あそこの水は美味しいっていうのは、昔から前から美味しいっていうのはわかってるんですけども、どうなのかななんて思って、ちょっと聞かせていただきました。

丸山会長：私も他の自治体の経営審議会とかで、施設の見学は行くことがありますが、何か検討されているのですか。

久野課長：そうですね、本日、情報提供させていただきましたので、この二つの施設を、経営審議会の皆様に見ていただく機会を設ける場を提案させていただきたいと思います。後日、日程調整をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

丸山会長：市の方針とか、こんなことでこんな感じでやってますとかもあれば、写真でもいいですけども、どのぐらいの規模感でやってるのか、だからこんだけお金がかかるのかっていうのは、なかなか数字だけだとイメージできないところもあったりするので、そのあたりもちょっとまた情報提供というか、ご教示いただければと思います。

加藤(千)委員：すいません、最後にいいですか。水道管は耐震管ですかね？

久野課長：耐震管を入れています。

加藤(千)委員：そうですか。市域の東の方もですかね、大体。

久野課長：古いものから交換してます。

加藤(千)委員：市全体ではどうですか。

久野課長：耐震適合率というのがありまして、概ね耐震性が確保されたものは7割以上はありますが、ただ、最新の耐震管というものは、まだ11%ぐらいなので、それが100年もつと言われてる管なんですけど、まだ1割ぐらいの整備なので、これからそれがどんどん更新されれば、最新の100年もつ耐震管になります。

加藤(千)委員：震度7、6強だったら、その最新の耐震管である11%以外のものは耐えられるかわからないっていうぐらいですか。それは大丈夫ですか。

久野課長：それは何とも言えないですね。その耐震管が入ったとしても、いろんな要因で本当に使えるかどうかとかいうのはちょっとわからないですけど、一般的に言われる、瀬戸は比較的土壌、地盤が良いので、そういった面で耐震化適合率っていうのは比較的高い数値が出ております。まだ経験がないのでなかなかわからないところもあります。

丸山会長：今回の地震があったところも、本当はあまり揺れる想定ではなかったところが、意外に活断層も似たようなところで起こったっていうのがあって、なかなか地震予測できないっていうところがあったりするので、最低でも、緊急度が高いところから優先的、優先度をつけてやっていくしかないのかなと思いますが。ちなみに、応援で誰か行ったりするんですか。

久野課長：まだ、行ってないです。日水協の愛知県支部に3台派遣要請があったという状況であります。結果として配分が、名古屋市が2台、豊橋市が1台派遣で出ています。昨日か今日、現地作業に入ってると思います。

丸山会長：今日は、これぐらいで議事を終了とさせていただきたいと思います。事務局から連絡は何かありますか。

久野課長：先ほども少しお話がありましたけど、浄水場の見学会をまた別途、日程調整させていただきます。また今後の審議会の日程ですが、今年度につきましては第2回目を年明けの2月頃に検討しています。そちらの方も別途、日程調整等させていただきたいと思っております。以上でございます。

丸山会長：ありがとうございました。全体を通じて、進行についても含めまして、ご質問なりご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また来年2月に、次回開催されるということですのでまたよろしく願いいたします。では、本日の審議については以上とさせていただきたいと思います。これにて、令和8年度第1回瀬戸市水道事業経営審議会を閉会とさせていただきたいと思います。皆様のご協力で円滑に、また活発な議論いただきましてありがとうございました。では、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

7 次回以降の進め方と日程

- ・ 浄水場等施設見学会を予定。
- ・ 次回の開催は令和9年2月頃を予定。

以上